

第 8 回

定時株主総会
招集ご通知

日時

2023年3月30日（木曜日）
午後1時（受付開始 午後0時30分）

場所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomA

決議
事項

- 第1号議案 当社と株式会社TTとの吸収分割契約承認の件
第2号議案 当社と株式会社テクノロジーパートナーとの
吸収分割契約承認の件
第3号議案 当社と株式会社スマートプロダクトとの
吸収分割契約承認の件
第4号議案 定款一部変更の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
4名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬等の額改定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2023年3月29日（水曜日）午後5時まで

株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大を防止し、株主の皆様、社員及び関係者の「生命と健康を守るための対応」を最優先とし、本総会については、以下のとおりとさせていただきます。

- ・出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防にご配慮ください。

本総会へのご出席を控える株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただきますようお願いいたします。なお、株主総会当日までの状況の変化により、これらの内容を変更する場合は、当社ウェブサイトに変更後の内容を掲載いたします。

株式会社東京通信

証券コード：7359

証券コード7359
2023年3月9日
(電子提供措置の開始日 2023年3月8日)

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー22階

株 式 会 社 東 京 通 信

代表取締役社長CEO 古 屋 佑 樹

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://tokyo-tsushin.com/ir/library/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本総会の開催につきましては、適切な感染
防止策を実施した上で、開催することといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主
様の体調に応じて、議決権行使書による議決権の事前行使をご検討いただきますようお願い申し
あげます。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2023年3月29日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大を防止し、**株主の皆様、社員及び関係者の「生命と健康を守るための対応」**を最優先とし、本総会については、以下のとおりとさせていただきます。

- ・出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防にご配慮ください。
- ・開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・お土産のご用意はございません。
- ・株主総会後の株主様向け会社説明会はございません。

本総会へのご出席を抑える株主の皆様におかれましては、**書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。**なお、株主総会当日までの状況の変化により、これらの内容を変更する場合は、当社ウェブサイトに変更後の内容を掲載させていただきます。

記

1. 日 時 2023年3月30日（木曜日）午後1時（受付開始：午後0時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomA

3. 目的事項

報告事項

1. 第8期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 当社と株式会社TTとの吸収分割契約承認の件
第2号議案 当社と株式会社テクノロジーパートナーとの吸収分割契約承認の件
第3号議案 当社と株式会社スマートプロダクトとの吸収分割契約承認の件
第4号議案 定款一部変更の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

4. 議決権行使についてのご案内

（1）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月29日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送ください。

（2）インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の【インターネット等による議決権行使について】をご高覧の上、2023年3月29日（水曜日）午後5時までに行使してください。

以 上

~~~~~  
◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりませんので、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただき  
ます。

# インターネット等による議決権行使について

## 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等によって議決権を行使する場合は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

### パソコンによる議決権行使

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

### スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下のQRコードを読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。



「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## 議決権行使のお取り扱い

書面とインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使は、2023年3月29日(水曜日)午後5時までに行使されるようお願いいたします。

### お問合わせ

### パソコン・スマートフォンの操作方法に関するお問合わせ先

■ 当ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部

電話 0120 (768) 524

受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00

■ その他株式に関するご質問等は、下記にお問合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部

電話 0120 (288) 324

受付時間 平日 9:00~17:00

## Ⅰ 議決権行使のご案内



### Ⅰ 郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

▶ 行使期限：2023年 3月29日（水曜日）午後5時 到着分まで

議決権行使書のご記入方法  
(議決権行使書用紙イメージ)

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

××××年 ×月××日

| 議案 | 第1号議案 | 第2号議案 | 第3号議案 | 第4号議案 | 第5号議案 | 第6号議案 | 第7号議案 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 賛  |       |       |       |       |       |       |       |
| 否  |       |       |       |       |       |       |       |

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

| 議案    | 第1号議案 | 第2号議案 | 第3号議案 | 第4号議案 | 第5号議案 | 第6号議案 | 第7号議案 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 賛否表示欄 | 賛     | 賛     | 賛     | 賛     | 賛     | 賛     | 賛     |
|       | 否     | 否     | 否     | 否     | 否     | 否     | 否     |

#### 【第1・2・3・4・6・7号議案】

■賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。

■否認する場合 → “否”を○で囲んでください。

#### 【第5号議案】

■全ての候補者に賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。

■全ての候補者を否認する場合 → “否”を○で囲んでください。

■一部の候補者を否認する場合 → “賛”を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。

※各議案につきまして、賛否の表示がない場合は、“賛”の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



### Ⅰ インターネット等で議決権を行使される場合

パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

▶ 行使期限：2023年 3月29日（水曜日）午後5時 まで

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 当社と株式会社ＴＴとの吸収分割契約承認の件

#### 1. 吸収分割を行う理由

当社は、2015年5月にスマートフォン向けアプリケーションの開発・運用を主な目的として株式会社東京通信として設立され、2020年12月に東証マザーズへ上場（2022年4月より東証グロースへ移行）しました。経営理念に「Digital Well-being」を掲げており、人々の心を豊かにするサービスを創造し続けることにより、持続的な成長の実現に向けて積極的な事業活動を推進し、世界を代表するデジタルビジネス・コングロマリットを目指しております。

2021年4月には、広告収益に加え、課金収益の事業ポートフォリオの獲得及び拡大を企図して、電話占い「カリス」を手掛ける株式会社ティファレトを完全子会社化し、今後も既存事業の成長に加え、継続的なM&Aの実施による業容拡大を図る方針です。

これらを踏まえ、当社はグループガバナンスの強化及び経営資源配分の最適化並びに次世代に向けた経営人材の育成を推進する観点から、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

本議案は、持株会社体制への移行を目的として、当社のインターネットメディア事業を当社の子会社である「株式会社ＴＴ」（以下、本議案において「承継会社」といいます。）に承継させる吸収分割契約につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に基づく吸収分割は、第2号議案「当社と株式会社テクノロジーパートナーとの吸収分割契約承認の件」、第3号議案「当社と株式会社スマートプロダクトとの吸収分割契約承認の件」及び第4号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として効力を生じるものとします。効力発生日は2023年4月1日を予定しております。

#### 2. 吸収分割契約の内容の概要

##### 吸収分割契約書（写）

##### 吸収分割契約書

株式会社東京通信（以下「甲」という。）及び株式会社ＴＴ（以下「乙」という。）は、インターネットメディア事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

(甲) 吸収分割会社

商号：株式会社東京通信

住所：東京都港区六本木三丁目2番1号

(乙) 吸収分割承継会社

商号：株式会社ＴＴ

住所：東京都港区六本木三丁目2番1号

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 第1項の規定にかかわらず、本件承継対象権利義務の範囲は、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際し、前条に定める権利義務の対価として、甲に対して乙の株式8,900株を交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が適当に定める。

第5条（効力発生日）

効力発生日は、2023年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する決議を求める。



#### 第7条（競業禁止義務）

甲は本件分割後においても、本件事業について一切競業禁止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

#### 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙は協議の上、これを行うものとする。

#### 第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2023年2月22日

(甲) 株式会社東京通信  
東京都港区六本木三丁目2番1号  
代表取締役社長CEO 古屋 佑樹

(乙) 株式会社T T  
東京都港区六本木三丁目2番1号  
代表取締役社長 横山 佳史

(別紙)

## 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、負債、その他の権利義務を甲から承継する。なお、2022年12月31日現在の貸借対照表を基礎とし、同日以降に通常の業務の範囲内で行われる本件事業に係る業務の執行及び財産の管理により生じた変更を反映したものとする。

### 1. 承継される資産

本件事業に属する以下の資産

#### (1) 流動資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

売掛金、貯蔵品、前払費用、預け金及びその他の流動資産

#### (2) 固定資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

工具器具及び備品、ソフトウェア及びその他の固定資産

### 2. 承継される負債

本件事業に属する以下の負債

流動負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

買掛金、未払金、預り金及びその他の流動負債

### 3. 承継される契約上の地位及び権利義務

本件事業に属する取引基本契約、業務委託契約その他本件事業に係る一切の契約（雇用契約は除く。）における契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。ただし、上記1.および2.により乙に承継されない資産又は負債に係る契約における契約上の地位およびこれに付随する権利義務は除く。

### 4. 承継される雇用契約等

本件分割において、甲の従業員（正社員、契約社員、パート社員、嘱託社員等を含む。）の雇用契約に係る甲の契約上の地位及びこれに基づき発生する一切の権利義務は乙に承継されない。

### 5. 承継される許認可等

本件事業に関する許可、認可、免許、登録、届出等のうち、法令等上承継可能なもの。

6. その他

承継対象権利義務のうち、甲及び乙が協議の上合意したものについて、又は、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以 上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

承継会社は当社の完全子会社であり、当社は同社の全株式を保有しているため、本件分割に伴い承継会社は当社に対し対価の交付はいたしません。

(2) 承継会社の成立の日に係る計算書類等の内容

承継会社は、2023年1月31日に成立した会社であるため、最終事業年度はありません。承継会社の設立の日における貸借対照表の内容は次のとおりです。

(単位：千円)

| 資 産 の 部        |       | 負 債 の 部     |       |
|----------------|-------|-------------|-------|
| 科 目            | 金 額   | 科 目         | 金 額   |
| 流動資産<br>現金及び預金 | 1,000 | 負債の部合計      | —     |
|                |       | 純 資 産 の 部   |       |
|                |       | 株主資本<br>資本金 | 1,000 |
| 資産の部合計         | 1,000 | 負債及び純資産合計   | 1,000 |

(3) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

## 第2号議案 当社と株式会社テクノロジーパートナーとの吸収分割契約承認の件

### 1. 吸収分割を行う理由

当社は、第1号議案「当社と株式会社ＴＴとの吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

本議案は、持株会社体制への移行を目的として、当社のインターネット広告事業を当社の子会社である「株式会社テクノロジーパートナー」（以下、本議案において「承継会社」といいます。）に承継させる吸収分割契約につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に基づく吸収分割は、第1号議案「当社と株式会社ＴＴとの吸収分割契約承認の件」、第3号議案「当社と株式会社スマートプロダクトとの吸収分割契約承認の件」及び第4号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として効力を生じるものとします。効力発生日は2023年4月1日を予定しております。

### 2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

#### 吸収分割契約書

株式会社東京通信（以下「甲」という。）及び株式会社テクノロジーパートナー（以下「乙」という。）は、インターネット広告事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

##### （甲）吸収分割会社

商号：株式会社東京通信

住所：東京都港区六本木三丁目2番1号

##### （乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社テクノロジーパートナー

住所：東京都港区六本木三丁目2番1号

#### 第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象

権利義務」という。)は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

2. 第1項の規定にかかわらず、本件承継対象権利義務の範囲は、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

### 第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、甲の完全子会社であり、甲が乙の株式すべてを保有しているので、乙は、本件分割に際し、甲に対して乙株式の割当等の対価を支払わない。

### 第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により乙の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

### 第5条（効力発生日）

効力発生日は、2023年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

### 第6条（株主総会の承認）

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

### 第7条（競業避止義務）

甲は本件分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

### 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙は協議の上、これを行うものとする。

#### 第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2023年2月22日

(甲) 株式会社東京通信  
東京都港区六本木三丁目2番1号  
代表取締役社長CEO 古屋 佑樹

(乙) 株式会社テクノロジーパートナー  
東京都港区六本木三丁目2番1号  
代表取締役社長 長谷川 智耶

(別紙)

#### 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、負債、その他の権利義務を甲から承継する。なお、2022年12月31日現在の貸借対照表を基礎とし、同日以降に通常の業務の範囲内で行われる本件事業に係る業務の執行及び財産の管理により生じた変更を反映したものとする。

##### 1. 承継される資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産  
売掛金及びその他の流動資産

##### 2. 承継される負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債  
買掛金、未払金、預り金及びその他の流動負債

### 3. 承継される契約上の地位及び権利義務

本件事業に属する取引基本契約、業務委託契約その他本件事業に係る一切の契約（雇用契約は除く。）における契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。ただし、上記 1.および 2.により乙に承継されない資産又は負債に係る契約における契約上の地位およびこれに付随する権利義務は除く。

### 4. 承継される雇用契約等

本件分割において、甲の従業員（正社員、契約社員、パート社員、嘱託社員等を含む。）の雇用契約に係る甲の契約上の地位及びこれに基づき発生する一切の権利義務は乙に承継されない。

### 5. 承継される許認可等

本件事業に関する許可、認可、免許、登録、届出等のうち、法令等上承継可能なもの。

### 6. その他

承継対象権利義務のうち、甲及び乙が協議の上合意したものについて、又は、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以 上

## 3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

### （1）対価の相当性に関する事項

承継会社は当社の完全子会社であり、当社は同社の全株式を保有しているため、本件分割に伴い承継会社は当社に対し対価の交付はいたしません。

(2) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(単位：千円)

| 科 目      | 金 額     | 科 目       | 金 額     |
|----------|---------|-----------|---------|
| 資 産 の 部  |         | 負 債 の 部   |         |
| 流動資産     | 109,455 | 流動負債      | 24,526  |
| 現金及び預金   | 79,287  | 買掛金       | 17,298  |
| 売掛金      | 20,925  | 未払金       | 5,519   |
| その他流動資産  | 9,243   | 預り金       | 1,478   |
| 固定資産     | 10,280  | その他流動負債   | 228     |
| 有形固定資産   | 163     | 負債の部合計    | 24,526  |
| 無形固定資産   | 816     | 純 資 産 の 部 |         |
| 投資その他の資産 | 9,300   | 株主資本      | 95,210  |
|          |         | 資本金       | 10,000  |
|          |         | 利益剰余金     | 85,210  |
|          |         | 純資産合計     | 95,210  |
| 資産の部合計   | 119,736 | 負債及び純資産合計 | 119,736 |

(3) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

### 第3号議案 当社と株式会社スマートプロダクトとの吸収分割契約承認の件

#### 1. 吸収分割を行う理由

当社は、第1号議案「当社と株式会社T Tとの吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

本議案は、持株会社体制への移行を目的として、当社のプラットフォーム事業を当社の子会社である「株式会社スマートプロダクト」（以下、本議案において「承継会社」といいます。）に承継させる吸収分割契約につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に基づく吸収分割は、第1号議案「当社と株式会社T Tとの吸収分割契約承認の件」、第2号議案「当社と株式会社テクノロジーパートナーとの吸収分割契約承認の件」及び第4号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として効力を生じるものとします。効力発生日は2023年4月1日を予定しております。



## 2. 吸収分割契約の内容の概要

### 吸収分割契約書（写）

#### 吸収分割契約書

株式会社東京通信（以下「甲」という。）及び株式会社スマートプロダクト（以下「乙」という。）は、プラットフォーム事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

##### （甲）吸収分割会社

商号：株式会社東京通信

住所：東京都港区六本木三丁目2番1号

##### （乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社スマートプロダクト

住所：東京都港区南青山一丁目20番2号乃木坂ビジネスコート1F

#### 第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 第1項の規定にかかわらず、本件承継対象権利義務の範囲は、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

#### 第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、効力発生日において、甲の完全子会社であり、甲が乙の株式すべてを保有しているので、乙は、本件分割に際し、甲に対して乙株式の割当等の対価を支払わない。

#### 第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により乙の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

#### 第5条（効力発生日）

効力発生日は、2023年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株主総会の承認）

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

#### 第7条（競業禁止義務）

甲は本件分割後においても、本件事業について一切競業禁止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

#### 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙は協議の上、これを行うものとする。

#### 第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2023年2月22日

(甲) 株式会社東京通信  
東京都港区六本木三丁目2番1号  
代表取締役社長CEO 古屋 佑樹

(乙) 株式会社スマートプロダクト  
東京都港区南青山一丁目20番2号  
乃木坂ビジネスコート1F  
代表取締役社長 村松 正隆

(別紙)

#### 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、負債、その他の権利義務を甲から承継する。なお、2022年12月31日現在の貸借対照表を基礎とし、同日以降に通常の業務の範囲内で行われる本件事業に係る業務の執行及び財産の管理により生じた変更を反映したものとする。

#### 1. 承継される資産

##### (1) 流動資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

売掛金、前払費用及びその他の流動資産

##### (2) 固定資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

工具器具及び備品、ソフトウェア及びその他の固定資産

#### 2. 承継される負債

##### 流動負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

買掛金、未払金、前受金及びその他の流動負債

#### 3. 承継される契約上の地位及び権利義務

本件事業に属する取引基本契約、業務委託契約その他本件事業に係る一切の契約（雇用契約は除

く。)における契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。ただし、上記 1.および 2.により乙に承継されない資産又は負債に係る契約における契約上の地位およびこれに付随する権利義務は除く。

#### 4. 承継される雇用契約等

本件分割において、甲の従業員（正社員、契約社員、パート社員、嘱託社員等を含む。）の雇用契約に係る甲の契約上の地位及びこれに基づき発生する一切の権利義務は乙に承継されない。

#### 5. 承継される許認可等

本件事業に関する許可、認可、免許、登録、届出等のうち、法令等上承継可能なもの。

#### 6. その他

承継対象権利義務のうち、甲及び乙が協議の上合意したものについて、又は、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以 上

### 3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

#### （1）対価の相当性に関する事項

承継会社は当社の完全子会社であり、当社は同社の全株式を保有しているため、本件分割に伴い承継会社は当社に対し対価の交付はいたしません。

(2) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(単位：千円)

| 科 目     | 金 額    | 科 目       | 金 額    |
|---------|--------|-----------|--------|
| 資 産 の 部 |        | 負 債 の 部   |        |
| 流動資産    | 55,117 | 流動負債      | 22,092 |
| 現金及び預金  | 27,839 | 買掛金       | 20,170 |
| 売掛金     | 26,884 | 未払金       | 1,317  |
| その他流動資産 | 392    | 未払消費税等    | 604    |
| 固定資産    | 21     | 固定負債      | 39     |
|         |        | 負債の部合計    | 22,132 |
|         |        | 純 資 産 の 部 |        |
|         |        | 株主資本      | 33,006 |
|         |        | 資本金       | 9,000  |
|         |        | 利益剰余金     | 24,006 |
|         |        | 純資産合計     | 33,006 |
| 資産の部合計  | 55,139 | 負債及び純資産合計 | 55,139 |

(3) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

## 第4号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、第1号議案「当社と株式会社ＴＴとの吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、持株会社体制へ移行する予定です。これに伴い商号の変更及び事業目的の変更を行うものであります。また、本議案に基づく定款変更の効力は、本定時株主総会において第1号議案「当社と株式会社ＴＴとの吸収分割契約承認の件」、第2号議案「当社と株式会社テクノロジーパートナーとの吸収分割契約承認の件」及び第3号議案「当社と株式会社スマートプロダクトとの吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決され、当該各吸収分割の効力が発生することを条件として、その効力が生じる旨の附則を新設するものであります。

## 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (商号)</p> <p>当社は、株式会社東京通信と称し、英文ではTokyo Tsushin,Inc.と表示する。</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(8) (条文省略)</p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第29条～第31条 (条文省略)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第34条～第37条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (商号)</p> <p>当社は、株式会社東京通信グループと称し、英文ではTokyo Communications Group,Inc.と表示する。</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(8) (現行どおり)</p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第29条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条(商号及び目的に関する経過措置)</p> <p>現行定款第1条(商号)及び第2条(目的)の変更は、第8回定時株主総会に付議される「当社と株式会社TTとの吸収分割契約承認の件」、「当社と株式会社テクノロジーパートナーとの吸収分割契約承認の件」及び「当社と株式会社スマートプロダクトとの吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決され、当該各吸収分割の効力が発生することを条件としてその効力を生ずるものとし、本条は効力発生日経過後にこれを削除する。</p> |

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、執行役員制度を導入することにもない、取締役構成数を減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案で選任された取締役のうち、塚本信二氏の就任年月日は2023年4月1日付とし、その他の取締役の就任年月日は、2023年3月30日付といたします。

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                                                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1          | <div>再任</div> <div>ふるや ゆうき<br/>古屋 佑樹<br/>(1986年11月14日生)</div> | 2009年4月 株式会社シーエー・モバイル（現株式会社C<br>AM）入社<br>2015年5月 当社設立、代表取締役社長（現任） | 210,000株            |

（取締役候補者とした理由）

古屋佑樹氏は、当社の創業者であり、当社事業の開発、運用に至るまで豊富な経験と知識を有しております。また、当社の代表取締役社長CEOとして経営方針や事業戦略の立案、決定及びその遂行において重要な役割を果たしていることから、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                                                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 2          | <div>再任</div> <div>そとかわ ゆずる<br/>外川 穰<br/>(1971年12月29日生)</div> | 1994年4月 株式会社博報堂入社<br>2000年3月 株式会社サイバーエージェント入社<br>2000年5月 株式会社シーエー・モバイル（現株式会社C<br>AM）設立、代表取締役社長<br>2003年12月 株式会社サイバーエージェント専務取締役<br>2015年12月 当社代表取締役会長<br>2022年2月 当社取締役会長（現任） | 61,000株             |

（取締役候補者とした理由）

外川穰氏は、当社の創業期より、代表取締役会長及び取締役会長としてこれまでの業績の成長を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてまいりました。その知識と見識を活かし、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役としての選任をお願いするものであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                                                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 3          | <div>再任</div> <div>あかほり まさひこ<br/>赤堀 政彦<br/>(1985年7月4日生)</div> | 2009年4月 株式会社シーエー・モバイル（現株式会社C<br>AM）入社<br>2010年9月 セレンディップ・コンサルティング株式会社<br>（現セレンディップ・ホールディングス株式会<br>社）入社<br>2016年3月 同社取締役<br>2018年6月 株式会社M I E コーポレーション社外取締役<br>2019年5月 株式会社マネジメントソリューションズ入社<br>2020年2月 元嵩管理顧問股份有限公司監察人<br>2020年6月 株式会社グローバルウェイ取締役<br>2022年3月 当社取締役<br>2022年6月 株式会社グローバルウェイ取締役（監査等委<br>員）（現任）<br>2022年7月 当社取締役C F O（現任） | 7,200株              |

（取締役候補者とした理由）

赤堀政彦氏は、企業投資、経営再建等の豊富な実務経験及び高い能力・見識を有しているとともに、当社の取締役C F Oとして資本政策及び経営管理業務全般を管掌し、当社の成長を牽引してきたことから、今後の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。



| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                             | 氏名<br>(生年月日)                                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <div>新任</div> <div>塚本 信二</div> <div>(1970年12月1日生)</div> | 1993年 4 月 三井物産株式会社入社<br>1999年10月 クリティカルパス・ジャパン株式会社代表取締役社長、米国本社バイスプレジデント<br>2003年 6 月 日本マイクロソフト株式会社入社 マイクロソフト アドバタイジング ジャパンカンントリーマネージャー<br>2007年 3 月 ライムライト・ネットワークス・ジャパン株式会社代表取締役社長、米国本社バイスプレジデント<br>2012年 3 月 アマゾンジャパン合同会社入社 アマゾンメディアグループ ジャパンカンントリーマネージャー<br>2015年 5 月 米ダフル インク設立、ダフル インターナショナル プレジデント<br>2019年 6 月 アマゾンジャパン合同会社 アマゾン アドジャパンカンントリーマネージャー<br>2022年 1 月 アマゾン バイスプレジデント、アマゾン アド アジア太平洋地区統括 (現任) | 一株                  |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)<br>塚本信二氏は、マーケティング・広告領域における経営・マネジメント経験と豊富な専門知識を有しております。これらの経験と知見を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。<br>なお、当社は、塚本信二氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。 |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                     |

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2.候補者外川 穰氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。  
3.古屋 佑樹氏、外川 穰氏及び赤堀 政彦氏の3名は、現在、当社の取締役であり、その当社における地位、担当及び重要な兼職は、事業報告の「4.会社役員に関する事項 (1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。  
4.塚本 信二氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。  
5.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各取締役候補者が取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該契約の内容は、事業報告の「4.会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、2019年11月29日開催の臨時株主総会において、年額10百万円以内と決議いただいておりますが、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、年額50百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。なお、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、2022年3月28日開催の第7回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と決議いただいております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠で設定したいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役は1名）であります、第5号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役は1名）となります。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、当社における監査等委員である取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、年額3百万円以内と設定させていただきたいと存じます。なお、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、2022年3月28日開催の第7回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております当社の監査等委員である取締役の報酬額とは別枠で設定したいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名であります。

以 上

# 事業報告 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、ワクチン接種の促進による経済活動の回復が期待されているものの、収束ははまだ見通せず、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが事業展開するインターネット広告市場においては、新型コロナウイルスの影響を受けたものの成長を続け、マスコミ四媒体広告費を初めて上回り2.7兆円規模（前年比121.4%）の市場となりました。総広告費における「インターネット広告」の構成比は39.8%となっております<sup>(注)</sup>。

このような環境の下、当社グループは経営理念を改定いたしました。新たな経営理念として『Digital Well-Being』を掲げ、デジタルサービス、テクノロジーを活用することで、人々の生活と人生をより豊かにするための事業の推進と、中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

当社グループは、インターネットメディア事業、プラットフォーム事業及びインターネット広告事業を中心に事業活動を推進してまいりました。

主力事業であるインターネットメディア事業は、ハイパーカジュアルゲームアプリについて米国を中心としたグローバル展開を強化し、運用本数の増加による成長を推進してまいりました。

プラットフォーム事業は、2021年4月1日に連結子会社化した株式会社ティファレットが運営する、恋愛や仕事の悩みを抱えるユーザーと、経験豊富な鑑定師をマッチングして鑑定を行う電話占い「カリス」を中心に事業を展開しております。当社グループの広告運用手法やSEO対策の強化を図ることで「カリス」の認知度向上や、新規会員獲得の取り組みを強化してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は50億71百万円、営業損失は54百万円（前期は営業利益4億65百万円）、経常損失は45百万円（前期は経常利益4億24百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は2億65百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益2億2百万円）、EBITDA（営業利益＋のれん償却費＋減価償却費）は3億18百万円（前期比55.1%減）となっております。

なお、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しており、2022年12月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっているため、影響の生じる売上高について前期比は記載しておりません。

また、新型コロナウイルス感染拡大に関して、業績への大きな影響は見られませんでした。

（注）出所 株式会社電通「2021年日本の広告費」、株式会社D2C、株式会社サイバー・コミュニケーションズ、株式会社電通及び株式会社電通デジタル「2021年日本の広告費インターネット広告媒体費詳細分析」

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(インターネットメディア事業)

インターネットメディア事業は、昨年度において世界的なヒットを記録したハイパーカジュアルゲームアプリ「Save them all」に並ぶヒット作を創出できていないこともあり、売上高が減少いたしました。また、海外領域の拡大として東アジアへのアプリ提供、Play-to-Earn領域のインセンティブゲーム、自社コンテンツのマルチプラットフォーム展開、外部IPを活用したゲームの開発により費用が増加いたしました。重要指標である運用本数<sup>(※1)</sup>は340本（前期比14.0%増）となりました。ハイパーカジュアルゲームアプリにおきましては、10月より本格運用を開始した「draw flight」がApp Store（国内・無料ゲーム）にて第1位を獲得しました。新たな取り組みでは、外部IPを活用したゲームコンテンツを2タイトルリリースしたほか、Play-to-Earn領域では、インセンティブゲーム「ポイ活ソリティア」が既存ユーザーの継続と新規ユーザーの拡大により、順調に収益を伸ばしております。また、自社コンテンツのマルチプラットフォーム展開戦略として、家庭用ゲーム機向けにダウンロードコンテンツの提供を開始し、販売が好調に推移しております。さらに、株式会社ネクスグループとアライアンス契約を締結し、「ネクスコイン」を基軸通貨とするブロックチェーンゲームに特化したゲーム配信プラットフォームである「NCXC GameFiプラットフォーム」へ、当社がブロックチェーンゲームの供給を行う方針です。

以上の結果、インターネットメディア事業セグメント合計の売上高は30億11百万円（前期比8.2%減）、セグメント利益は3億34百万円（同50.7%減）となりました。

（※1）運用本数とは、広告出稿による運用をともなう国内及び海外のスマートフォンアプリの1月当たりの平均本数としております。

(プラットフォーム事業)

プラットフォーム事業は、主力事業である電話占い「カリス」が引き続き堅調に推移いたしました。新規会員獲得のためのCPA（顧客獲得単価）の改善と、SEO対策による自然流入会員の獲得を行うことで収益性の向上に繋げております。また、鑑定師の雑誌企画やTVへの積極的な出演、新たな広告媒体への広告出稿等、「カリス」の認知度向上のためのプロモーションに取り組んでおります。重要指標である当連結会計年度における電話占いの鑑定回数は、261千回となりました。

4月にサービスを開始したヘルステックアプリ「OWN. App」は、既存ユーザーの高い継続率と新規ユーザーの流入により、順調にアクティブユーザーが増加しております。11月にはヘルスケア領域における包括的なサービス提供に向け、ECサイト「OWN. Shop」を開設しておりますが、「OWN. App」の課金ユーザーを中心に自社開発のプロテインやマルチビタミンサプリの販売が好調に推移しております。11月には、Fortniteを活用したメタバース×ゲーム上でのメタバース広告を活用した

「OWN.」ブランドのプロモーションを行い、今後も継続的なプロモーションによるユーザーの拡大を図る方針です。

また、8月に公表した推し活×メッセージアプリ「B 4 ND」はアーティスト等の参画に向け、芸能プロダクションへの営業活動とそれによるニーズのヒアリングに伴い、アプリケーションの追加開発を行い、リリース時期を再調整しました。

以上の結果、プラットフォーム事業セグメント合計の売上高は17億78百万円（前期比39.6%増）、セグメント利益は1億56百万円（同14.3%減）、E B I T D A（営業利益+のれん償却費+減価償却費）は4億60百万円となりました。

#### （インターネット広告事業）

インターネット広告事業は、新規広告商品開発の取り組みとして進めていたS E Oメディアによる売上高が増加したものの、開発費やメディアの広告費の増加、またV O Dサービスへの広告運用において、主要クライアントからの受注状況の変動の影響もあり、営業利益は減少しました。

以上の結果、インターネット広告事業セグメント合計の売上高は2億60百万円（前期比61.9%増）、セグメント損失は14百万円（前期はセグメント利益51百万円）となりました。

#### （その他）

その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントではありますが、投資事業、ソリューションセールス事業、メタバース事業、デジタルサイネージ事業及び新規事業開発等に取り組んでおります。

デジタルサイネージ事業については、引き続き多店舗を持つ企業への積極的な営業活動を推進しております。

以上の結果、その他セグメント合計の売上高は21百万円（前期比16.4%増）、セグメント損失は97百万円（前期はセグメント損失1億12百万円）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1億11百万円であり、その主なものは、本社移転に伴う設備投資42百万円及び新規事業用のソフトウェア仮勘定48百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当社は、2022年6月30日に長期借入金の借換えのため、株式会社りそな銀行から12億65百万円の借入を実施、新規事業の拡大及び運転資金を確保するため、金融機関より2022年10月28日に1億円、2022年12月20日に50百万円の借入を実施及び本社事務所の保証金に代預託契約を締結し、1億63百万円を調達いたしました。なお、借換えを行った契約には財務制限条項が付与されております。財務制限条項の詳細については連結計算書類の連結注記表「6. 連結貸借対照表に関する注記 3. 財務制限条項」及び計算書類の個別注記表「6. 貸借対照表に関する注記 3. 財務制限条項」に記載しております。

## (4) 対処すべき課題

### ①中長期的に成長可能な事業の確立

経営理念を実現し、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現するためには、グループ企業各社に対するマネジメントを適切に実行し、グループ企業各社との連携を強化することで各事業の競争力を強化していくことが重要であると考えております。また、グループ経営資源の有効活用とグループシナジーの最大化を図り、中長期的に成長可能な事業の確立に取り組んでまいります。

### ②海外における事業展開の強化

当社グループが収益規模の拡大を目指すにあたり、国内市場だけではなく、海外市場にも積極的に事業の展開を行っていくことが重要であると考えております。主力事業であるインターネットメディア事業のハイパーカジュアルゲームアプリについては、主要な市場は米国を中心とする海外になります。ハイパーカジュアルゲームアプリは、言語に依存せず直感操作で手軽に遊べることが特徴であり、当社グループは全世界に向けたサービスの開発、提供を推進してまいります。

### ③事業ポートフォリオの拡充

当社グループは、特定の事業領域に偏ることのない事業ポートフォリオの形成が重要であると考えております。インターネットメディア事業におきましては、ハイパーカジュアルゲームアプリへの取り組みを積極的に推進し、新規事業ではスキルオン事業においてインフルエンサーが課金ビジネスを展開するためのサービスを開始しました。

また、2021年4月に株式会社ティファレットを買収したことでプラットフォーム事業を新規セグメントとして追加し、事業領域の拡大に努めてまいりました。このように既存事業の事業領域を拡大していくとともに、新規事業への取り組みを強化することやM&Aを実施することで、さらなる成長を図ってまいります。

#### ④優秀な人材の確保と育成

他社との競争に負けない独自性のあるサービス提供を行い、新しい収益基盤の構築を通じた事業ポートフォリオの拡充を目指すためには、専門性に優れた優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。人員計画に基づく採用活動に当たっては、当社グループの経営理念に賛同し、ともに成長しようという意欲と行動力のある人材の確保に努めてまいります。また、社内教育制度の充実を図り、社員の成長をサポートする体制を強化してまいります。

#### ⑤コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

中長期的な企業価値の向上と持続的な成長の実現に向けて、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制のさらなる強化が重要であると考えております。経営の健全性、公正性の観点から、コーポレート・ガバナンスの実効性を強化するために、内部管理と、コンプライアンス体制の充実・強化を図ってまいります。

#### ⑥新技術の活用

当社グループが属するスマートフォン向けゲーム業界を含むインターネット業界は、技術革新が絶え間なく行われております。最近ではＡＩやＡＲ・ＶＲといった仮想現実サービス等が開発されており、このような環境のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、様々な新技術に適切に対応していくことが必要不可欠であると考えております。適切なリソース配分のもと、技術研究活動を行い、新技術を活用できる人材獲得・育成に努めてまいります。

#### ⑦Ｍ＆Ａへの対応

当社グループはデジタル領域における事業ポートフォリオの拡充を行っていく上で、Ｍ＆Ａの機会があった場合には、既存事業とのシナジーを考慮した上で、ターゲット企業に対して事業の評価を行い、企業価値の向上に資するＭ＆Ａ戦略を推進してまいります。また、買収後には、ガバナンス強化を行い早期にグループシナジーが実現できる体制を図ってまいります。



## (5) 財産および損益の状況の推移

企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区 分                                      | 2019年度<br>第5期 | 2020年度<br>第6期 | 2021年度<br>第7期 | 2022年度<br>(当連結会計年度)<br>第8期 |
|------------------------------------------|---------------|---------------|---------------|----------------------------|
| 売 上 高                                    | 1,640,088 千円  | 2,449,000 千円  | 4,731,506 千円  | 5,071,918 千円               |
| 経常利益又は経常損失(△)                            | 268,026 千円    | 369,390 千円    | 424,000 千円    | △45,084 千円                 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失 (△) | 144,978 千円    | 193,335 千円    | 202,414 千円    | △265,256 千円                |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△)           | 33.72 円       | 44.61 円       | 40.99 円       | △53.70 円                   |
| 総 資 産                                    | 874,492 千円    | 1,478,901 千円  | 4,004,412 千円  | 3,884,705 千円               |
| 純 資 産                                    | 591,523 千円    | 931,596 千円    | 1,134,435 千円  | 879,146 千円                 |
| 1株当たり純資産額                                | 115.58 円      | 188.68 円      | 229.68 円      | 175.99 円                   |

- (注) 1. 当社は、2020年8月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、及び1株当たり純資産額については、第5期(2019年度)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。



当社の財産および損益の状況の推移

| 区 分                           | 2019年度<br>第5期 | 2020年度<br>第6期 | 2021年度<br>第7期 | 2022年度<br>(当期) 第8期 |
|-------------------------------|---------------|---------------|---------------|--------------------|
| 売 上 高                         | 1,355,691 千円  | 2,118,367 千円  | 3,294,614 千円  | 3,106,963 千円       |
| 経常利益又は経常損失(△)                 | 72,507 千円     | 160,915 千円    | 445,929 千円    | △210,706 千円        |
| 当期純利益又は当期純損失(△)               | 66,006 千円     | 127,790 千円    | 79,386 千円     | △278,720 千円        |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) | 15.35 円       | 29.48 円       | 16.07 円       | △56.43 円           |
| 総 資 産                         | 517,728 千円    | 1,585,960 千円  | 3,423,031 千円  | 3,527,542 千円       |
| 純 資 産                         | 279,734 千円    | 1,159,075 千円  | 1,238,887 千円  | 960,230 千円         |
| 1株当たり純資産額                     | 65.05 円       | 234.75 円      | 250.83 円      | 194.41 円           |

- (注) 1.当社は、2020年8月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、及び1株当たり純資産額については、第5期(2019年度)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
- 2.1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会 社 名                                                | 資 本 金  | 当 社 の<br>出資比率 | 主要な事業内容                       |
|------------------------------------------------------|--------|---------------|-------------------------------|
| M A S K 合同会社                                         | 100 千円 | 100.0 %       | 国内向けアプリの運用及び管理                |
| f t y 合同会社                                           | 100    | 100.0         | ハイパーカジュアルアプリの運用及び管理           |
| B a b a n g i d a 合同会社                               | 100    | 100.0         | 海外向けアプリの運用及び管理                |
| 株式会社ティファレト                                           | 3,000  | 100.0         | 電話占い事業の企画及び運営                 |
| 株式会社テクノロジーパートナー                                      | 10,000 | 100.0         | アフィリエイト広告代理店事業                |
| 株式会社M E T A V E R S E A<br>C L U B                   | 5,000  | 100.0         | 仮想空間へのコンテンツ提供及びプラットフォーム企画及び開発 |
| 株式会社D i g i t a l V i s<br>i o n I n d u s t r i e s | 5,000  | 100.0         | 法人顧客、商業施設へのデジタルサイネージの販売       |
| 株式会社シーカーズポート                                         | 5,000  | 100.0         | 人材サービスメディアの企画及び運営             |

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                 |                             |
|---------------------------------|-----------------------------|
| 特定完全子会社の名称                      | 株式会社ティファレト                  |
| 特定完全子会社の住所                      | 東京都渋谷区桜丘町26番地 1 セルリアンタワー15階 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 2,008,559千円                 |
| 当社の総資産額                         | 3,527,542千円                 |

③その他

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社15社及び持分法適用会社2社で構成され、インターネットメディア事業、プラットフォーム事業及びインターネット広告事業を主な事業として取り組んでおります。当社グループのセグメントはインターネットメディア事業、プラットフォーム事業、インターネット広告事業及びその他で構成されております。なお、その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

| セグメント区分       | 事業区分              | 主要な会社                      | 事業概要                                        |
|---------------|-------------------|----------------------------|---------------------------------------------|
| インターネットメディア事業 | アプリ企画戦略事業         | 当社                         | 当社グループ各社のアプリ、メディアの企画、開発                     |
|               | 国内カジュアルゲームアプリ事業   | M A S K 合同会社<br>i n Q 合同会社 | 国内向けアプリ、メディアの運用・管理                          |
|               | 海外カジュアルゲームアプリ事業   | B a b a n g i d a 合同会社     | 海外向けアプリ、メディアの運用・管理                          |
|               | ハイパーカジュアルゲームアプリ事業 | f t y 合同会社                 | ハイパーカジュアルゲームアプリの運用・管理                       |
| プラットフォーム事業    | 電話相談事業            | 株式会社ティファレット                | 電話占い「カリス」の企画・運営                             |
|               | ライブコマース事業         | 株式会社ピーカン                   | ライブコマースサービス「ピーカンライブ」の企画・運営                  |
|               | ヘルステック事業          | 当社                         | ヘルステックサービス「OWN.」、メッセージアプリサービス「B4ND」の企画・運営   |
| インターネット広告事業   | アフィリエイト代理店事業      | 株式会社テクノロジーパートナー            | 広告主と媒体のリレーション業務                             |
|               | アフィリエイトA S P 事業   | 株式会社スマートプロダクト              | A S P（アフィリエイトサービスプロバイダ）の開発、運用（アフィリエイトターの管理） |
|               | S E O 事業          | 当社                         | S E O コンサルティングサービス、クリエイティブサービス              |

| セグメント区分 | 事業区分          | 主要な会社                                                       | 事業概要                                                    |
|---------|---------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| その他     | 投資事業          | 東京通信キャピタル合同会社                                               | T T 1 有限責任事業組合の持分の保有・管理                                 |
|         |               | T T 1 有限責任事業組合                                              | B A S E P a r t n e r s F u n d 1号投資事業有限責任組合（ファンド）の運用管理 |
|         |               | （持分法適用関連会社）<br>B A S E P a r t n e r s F u n d 1号投資事業有限責任組合 | 主に高い成長率を有する未上場企業に対する投資活動                                |
|         | サイネージ事業       | 株式会社D i g i t a l V i s i o n I n d u s t r i e s           | 法人顧客、商業施設へのデジタルサイネージ等の販売                                |
|         | メタバース事業       | 株式会社M E T A V E R S E A C L U B                             | メタバース等仮想空間へのコンテンツ提供                                     |
|         |               | （持分法適用関連会社）<br>株式会社アミザ                                      | メタバースプラットフォームの企画・開発                                     |
|         | 人材紹介事業        | 株式会社シーカーズポート                                                | 人材サービスメディア「S e e k e r s P o r t」の企画・運営                 |
|         | ソリューション事業、その他 | 当社                                                          | ソリューション営業、新規事業開発                                        |

#### (8) 主要な営業所

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----|-------|
| 本社  | 東京都港区 |

### (9) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

| セグメントの名称      | 従業員数    | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|---------|-------------|
| インターネットメディア事業 | 44名（2名） | 3名減（2名減）    |
| プラットフォーム事業    | 3名（－名）  | 3名増（－名）     |
| インターネット広告事業   | 6名（－名）  | －名（－名）      |
| その他           | 10名（－名） | 1名増（－名）     |
| 全社（共通）        | 15名（－名） | －名（－名）      |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。  
2. 従業員数欄の（ ）内は外数であり、臨時従業員（アルバイト）の年間の平均雇用人員数であります。  
3. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員数であります。

当社の従業員の状況

| 従業員数    | 前期末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|---------|-------|--------|
| 72名（2名） | －名（2名減） | 35.3歳 | 3.0年   |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、他社への出向者は含んでおりません。  
2. 従業員数欄の（ ）内は外数であり、臨時従業員（アルバイト）の年間の平均雇用人員数であります。

### (10) 主要な借入先（2022年12月31日現在）

| 借入先          | 借入金残高       |
|--------------|-------------|
| 株式会社りそな銀行    | 1,152,500千円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 391,220千円   |
| 株式会社きらぼし銀行   | 97,142千円    |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 50,000千円    |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17,310,000株  
 (2) 発行済株式の総数 4,939,380株 (自己名義株式99株を含む。)  
 (3) 株主数 4,049名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                  | 持株数         | 持株比率    |
|------------------------|-------------|---------|
| 株式会社Y S ホールディングス       | 2,285,827 株 | 46.28 % |
| 株式会社monolice           | 390,000     | 7.90    |
| 古屋佑樹                   | 210,000     | 4.25    |
| S H I N O S K A L 合同会社 | 100,000     | 2.02    |
| 外川穰                    | 61,000      | 1.23    |
| 村野慎之介                  | 54,473      | 1.10    |
| 大石正徳                   | 43,300      | 0.88    |
| 野村證券株式会社               | 40,100      | 0.81    |
| サンエイト・P S 1 号投資事業組合    | 37,500      | 0.76    |
| 荒井正昭                   | 32,600      | 0.66    |

(注) 持株比率は、自己名義株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における当社役員の新株予約権の状況

- ・新株予約権の数  
3,273個
- ・目的となる株式の種類および数  
普通株式16,365株（新株予約権1個につき5株）
- ・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

|                        | 回次（行使価額）  | 行使期限                       | 個数     | 保有者数 |
|------------------------|-----------|----------------------------|--------|------|
| 取締役（監査等委員および社外取締役を除く。） | 第2回（350円） | 2020年12月1日<br>～2030年11月30日 | 946個   | 1名   |
|                        | 第3回（800円） | 2021年12月1日<br>～2031年11月28日 | 1,827個 | 2名   |
| 社外取締役（監査等委員を除く。）       | 第3回（800円） | 2021年12月1日<br>～2031年11月28日 | 100個   | 1名   |
| 取締役（監査等委員）             | 第3回（800円） | 2021年12月1日<br>～2031年11月28日 | 400個   | 3名   |

（注）2020年8月29日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の種類および数」、「行使価額」が調整されております。

#### (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

| 氏 名     | 地位および担当                 | 重要な兼職の状況                                                                   |
|---------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 外 川 穰   | 取締役会長                   |                                                                            |
| 古 屋 佑 樹 | 代表取締役社長ＣＥＯ<br>(最高経営責任者) |                                                                            |
| 横 山 佳 史 | 取締役ＣＯＯ<br>(事業本部責任者)     |                                                                            |
| 赤 堀 政 彦 | 取締役ＣＦＯ<br>(コーポレート本部責任者) | 株式会社グローバルウェイ 取締役 (監査等委員)                                                   |
| 村 野 慎之介 | 取締役                     | 株式会社Ａｍａｚｉａ 社外取締役                                                           |
| 長谷川 智 耶 | 取締役                     |                                                                            |
| 早 川 晋   | 取締役                     |                                                                            |
| 新 居 佳 英 | 取締役                     | 株式会社アトラエ 代表取締役                                                             |
| 芝 崎 香 琴 | 取締役 (常勤監査等委員)           |                                                                            |
| 高 橋 由 人 | 取締役 (監査等委員)             | ＢＥＥＮＯＳ株式会社 社外取締役 (監査等委員)<br>株式会社セレス 社外取締役 (監査等委員)<br>株式会社エグゼクティブ・パートナーズ 顧問 |
| 串 田 規 明 | 取締役 (監査等委員)             | 株式会社マクアケ 社外取締役 (監査等委員)                                                     |

- (注) 1. 取締役新居佳英氏、芝崎香琴氏、高橋由人氏及び串田規明氏は、社外取締役であります。
2. 社内における情報の的確な把握、内部監査室との連携など監査等委員会の活動の実効性を確保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員芝崎香琴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員串田規明氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役新居佳英氏、芝崎香琴氏、高橋由人氏及び串田規明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



## (2) 責任限定契約の内容の概要

取締役新居佳英氏、芝崎香琴氏、高橋由人氏及び串田規明氏は当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

### ① 被保険者の範囲

当社の取締役並びに子会社の取締役であります。

### ② 保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用、社内調査費用等について、当該保険契約により補填されます。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については、補填の対象外としています。なお、保険料は全額当社負担となっております。

## (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本号において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を、監査等委員及び社外取締役による確認を経て、2022年3月28日開催の当社取締役会において決議しております。

当社は、取締役の報酬額の算定にあたっては、優秀な人材の獲得・保持が可能となる報酬水準とするとともに、業績を勘案し、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した報酬であって、職責と成果に基づく公平かつ公正な報酬とすることを基本方針としております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、監査等委員及び社外取締役からの意見が尊重されていることから、決定方針に沿うものであると取締役会が判断いたしました。

### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2022年3月28日開催の定時株主総会決議において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は8名（うち社外取締役は2名）です。

また、2019年11月29日開催の臨時株主総会において、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、上記の報酬枠とは別枠で年額10,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年3月28日開催の定時株主総会決議において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

|                |    |           |         |          |
|----------------|----|-----------|---------|----------|
| 取締役（監査等委員を除く。） | 8名 | 128,115千円 | （うち社外2名 | 3,810千円） |
| 取締役（監査等委員）     | 3名 | 9,810千円   | （うち社外3名 | 9,810千円） |
| 監査役            | 3名 | 2,700千円   | （うち社外3名 | 2,700千円） |

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先との関係

取締役新居佳英氏は、株式会社アトラエの代表取締役であります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役赤堀政彦氏は、株式会社グローバルウェイの取締役（監査等委員）であります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役（監査等委員）高橋由人氏は、B E E N O S 株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社セレスの社外取締役（監査等委員）及び株式会社エグゼクティブ・パートナーズの顧問であります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役（監査等委員）串田規明氏は、株式会社マクアケの社外取締役（監査等委員）であります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

### ② 当該事業年度における主な活動状況

|                       | 出席状況及び発言状況等                                                                                                                                                                 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>新 居 佳 英        | 当事業年度において開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。上場企業経験者としての豊富な経験と見識を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から助言を行っております。                                                                           |
| 取締役<br>赤 堀 政 彦        | 2022年3月の就任後において開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。企業投資、経営再建等の豊富な実務経験と見識を当社経営に反映し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                                             |
| 取締役（監査等委員）<br>芝 崎 香 琴 | 当事業年度において開催された取締役会20回の全てに出席し、また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会4回の全てに、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会9回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。        |
| 取締役（監査等委員）<br>高 橋 由 人 | 当事業年度において開催された取締役会20回の全てに出席し、また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会4回の全てに、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会9回の全てに出席いたしました。経営から独立した立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。            |
| 取締役（監査等委員）<br>串 田 規 明 | 当事業年度において開催された取締役会20回の全てに出席し、また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会4回の全てに、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会9回の全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                 | 支払額      |
|---------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額             | 35,000千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 35,000千円 |

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っておりません。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、あるいは監査品質、独立性、監査能力等の観点から職務を適切に遂行することが困難と判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に上程する方針です。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

#### (あ) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社及び子会社は、透明性の高い健全な経営を実現するべく、取締役・使用人が国内外の法令、社内規程、社会常識、モラル等のルールを遵守した行動をとるためのコンプライアンス体制を確立する。

ロ. このコンプライアンス意識の徹底のため、代表取締役社長、取締役ＣＦＯ及び委員長たる代表取締役社長が指名する者で構成され、監査等委員である取締役の出席（常勤監査等委員である取締役は必ず出席するものとし、非常勤監査等委員である取締役は必要に応じた出席）のもと開催されるコンプライアンス委員会及びコンプライアンス管理者が各事業部門と連携をとりつつ、コンプライアンス体制整備を全社横断的に実施する。

ハ. 内部通報制度の運用により、当社グループのコンプライアンス問題を早期に発見し、調査、是正措置を行うことで、問題の再発防止に努める。

ニ. 監査等委員である取締役及び内部監査室は連携してコンプライアンス体制を監査し、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

ホ. 社外取締役の招聘とその役割の発揮により、経営の透明性と公正な意思決定を実施する。

ヘ. 取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、取締役間相互に業務執行を監督する。監査等委員は取締役会に出席し取締役の業務執行を監査する。

ト. 監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。

チ. 反社会的勢力及び団体との関係を常に遮断し、被害の防止とステークホルダーの信頼を損なわぬよう役員・従業員は行動する。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書をはじめその職務の執行に係る重要な情報を法令及び文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。

ロ. 取締役がこれらの文書等を常時閲覧できる環境を維持する。

#### ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

イ. リスク管理規程等を策定し、リスク状況の把握とその適切な評価に努めると共に緊急体制の整備を図り、迅速かつ効果的なリスク体制を整備する。

- ロ. 当社グループの事業性を踏まえ、個人情報保護規程、情報セキュリティ管理規程等を定め、当該規程等の環境変化に対応した更新・改正や教育等を行うものとする。
- ハ. 監査等委員会及び内部監査担当者は、連携して各部門のリスク管理状況を監査、定期的に、又は必要に応じて、取締役会に報告する。
- 二. 大規模地震や火災等による当社基幹システムの停止、当社グループのステークホルダーの健康・安全に関わる事故の発生、社内又は社外に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクが顕在化した場合は、代表取締役社長を室長とする緊急事態対策室を設置し、迅速かつ適切な対応のもと、損失、危険の最小化を図る。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 原則月1回の取締役会、また必要に応じて臨時取締役会及び常務会を開催し、取締役の情報共有と業務に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行う。
  - ロ. 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等により取締役の職務執行に関する権限及び責任を定める。また、必要に応じて見直しを行う。
  - ハ. IT技術を活用したワークフロー、TV会議、情報共有、情報管理等の各システムを活用することで、意思決定プロセスの迅速化、簡素化を図る。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
  - イ. 当社の内部監査担当者は当社及び子会社各社の内部監査を実施する。
  - ロ. 子会社の事業展開及び事業計画の進捗を把握・管理するために、当社が定める関係会社管理規程に基づき当社に事前の承認・報告をする事項を定める。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - イ. 監査等委員会は、監査等委員会の指揮命令に服する使用人を置くことを取締役会に対して求めることができる。
  - ロ. 当該使用人の人事異動及び考課は、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑦ 当社取締役、使用人、当社グループ取締役等が当社監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - イ. グループ会社の役職員は、監査等委員会の要請に応じ、その職務遂行に関する事項の報告を行う。
  - ロ. グループ会社の役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は重大な法令若しくは社内ルールの違反を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告を行う。
  - ハ. 前記報告を行った当社グループ役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
  - 二. 内部通報制度の運用状況について定期的に監査等委員会に報告を行う。

- ⑧ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - イ. 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い又はその償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該等委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制
  - イ. 監査等委員会は、代表取締役及び他の取締役との間で定期的に意見交換を行う。
  - ロ. 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と協議し、実効的に監査を行うことができる体制を確保する。

(い) 運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用として実施している主要な取り組みは、次のとおりであります。

- ① コンプライアンスに関する取り組み
  - 法令を遵守し、社会的良識に従った健全な企業活動を行うことを当社全体で共有し、周知徹底を図っております。
- ② リスク管理に関する取り組み
  - コンプライアンス委員会において、当社の取り組むべきリスクを特定したうえで、その低減措置を講じる活動を実施しております。
- ③ 経営の健全性・効率性向上に関する取り組み
  - イ. 中期経営計画及び年度予算を策定し、各部門に経営資源・権限の適切な配分を行ったうえで、重要な業務執行の状況については取締役会等に報告しております。
  - ロ. 役員の担当業務及び各部門等の担当業務及び権限を明確に定めることなどにより、意思決定と業務執行の適正化・迅速化を図っております。
- ④ 内部監査に関する取り組み
  - 年度監査計画に基づき、社内各部門及び子会社のコンプライアンス、リスク管理及び経営の効率性等について定期的な監査を行っております。
- ⑤ 監査等委員会の監査に関する取り組み
  - 監査等委員は、取締役会及び常務会等の重要会議への出席、社外取締役を含むすべての取締役との意見交換、及び重要書類の閲覧等を行っております。また、会計監査人及び内部監査室と連携を図り、監査を効果的かつ効率的に実施できるように努めております。

## **(2) 株式会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## **(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、事業の成長・拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。

当連結会計年度におきましては、265,256千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから、誠に遺憾ながら、無配とさせていただきます。

利益配分につきましては、今後の成長・拡大戦略に備えた内部留保の充実等を総合的に勘案した上で業績の動向を踏まえた配当を検討していく方針であり、今後の配当実施の可能性、実施時期については現時点で未定であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,677,044</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,049,036</b> |
| 現金及び預金          | 898,182          | 買掛金             | 63,199           |
| 売掛金             | 639,804          | 未払金             | 424,349          |
| 商品              | 4,446            | 1年内返済予定の        |                  |
| 貯蔵品             | 14,168           | 長期借入金           | 339,016          |
| 前払費用            | 18,524           | 未払法人税等          | 116,550          |
| その他             | 113,797          | 契約負債            | 15,738           |
| 貸倒引当金           | △11,879          | 未払費用            | 840              |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,207,661</b> | 預り金             | 15,839           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>59,959</b>    | ポイント引当金         | 2,720            |
| 建物              | 36,088           | 偶発損失引当金         | 54,221           |
| 車輜運搬具           | 0                | その他             | 16,561           |
| 工具器具備品          | 23,871           | <b>固定負債</b>     | <b>1,956,522</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,904,938</b> | 長期借入金           | 1,515,521        |
| のれん             | 660,657          | 資産除去債務          | 28,549           |
| 商標権             | 741,173          | 繰延税金負債          | 412,451          |
| 顧客関連資産          | 426,274          | <b>負債合計</b>     | <b>3,005,559</b> |
| ソフトウェア          | 25,934           | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| ソフトウェア仮勘定       | 50,898           | <b>株主資本</b>     | <b>869,242</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>242,763</b>   | <b>資本金</b>      | <b>471,605</b>   |
| 投資有価証券          | 20,000           | <b>資本剰余金</b>    | <b>330</b>       |
| 関係会社株式          | 602              | <b>利益剰余金</b>    | <b>397,479</b>   |
| 出資金             | 15,000           | <b>自己株式</b>     | <b>△171</b>      |
| 関係会社出資金         | 6,887            | <b>非支配株主持分</b>  | <b>9,903</b>     |
| 敷金及び保証金         | 164,973          | <b>純資産合計</b>    | <b>879,146</b>   |
| 繰延税金資産          | 35,273           | <b>負債・純資産合計</b> | <b>3,884,705</b> |
| その他             | 26               |                 |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,884,705</b> |                 |                  |

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨てて表示によっております。

# 連結損益計算書（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目             | 金       | 額         |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 5,071,918 |
| 売上原価            |         | 849,941   |
| 売上総利益           |         | 4,221,977 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 4,276,499 |
| 営業損失            |         | △54,522   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 25      |           |
| 為替差益            | 41,027  |           |
| その他             | 1,246   | 42,299    |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 14,692  |           |
| 借入手数料           | 10,193  |           |
| 持分法による投資損失      | 5,973   |           |
| その他             | 2,001   | 32,861    |
| 経常損失            |         | △45,084   |
| 特別利益            |         |           |
| 関係会社出資金売却益      | 1,764   | 1,764     |
| 特別損失            |         |           |
| 減損損失            | 44,241  |           |
| 偶発損失引当金繰入額      | 54,221  | 98,463    |
| 税金等調整前当期純損失     |         | △141,782  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 199,711 |           |
| 法人税等調整額         | △74,141 | 125,569   |
| 当期純損失           |         | △267,352  |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |         | △2,096    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |         | △265,256  |

（注） 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

# 連結株主資本等変動計算書（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

（単位：千円）

|                          | 株 主 資 本 |           |           |      |            | 非支配<br>株主持分 | 純資産合計     |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|------|------------|-------------|-----------|
|                          | 資本金     | 資本<br>剰余金 | 利益<br>剰余金 | 自己株式 | 株主資本<br>合計 |             |           |
| 当期首残高                    | 471,573 | 298       | 662,735   | △171 | 1,134,435  | －           | 1,134,435 |
| 当期変動額                    |         |           |           |      |            |             |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)      | 31      | 31        | －         | －    | 63         | －           | 63        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失      | －       | －         | △265,256  | －    | △265,256   | －           | △265,256  |
| 非支配株主との取引に<br>係る親会社の持分変動 | －       | －         | －         | －    | －          | 9,903       | 9,903     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）  | －       | －         | －         | －    | －          | －           | －         |
| 当期変動額合計                  | 31      | 31        | △265,256  | －    | △265,192   | 9,903       | △255,288  |
| 当期末残高                    | 471,605 | 330       | 397,479   | △171 | 869,242    | 9,903       | 879,146   |

（注） 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

- |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①連結子会社の数  | 15社                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ②連結子会社の名称 | MA S K 合同会社<br>i n Q 合同会社<br>f t y 合同会社<br>B a b a n g i d a 合同会社<br>株式会社ティファレト<br>株式会社ピーカン<br>株式会社テクノロジーパートナー<br>株式会社スマートプロダクト<br>東京通信キャピタル合同会社<br>T T 1 有限責任事業組合<br>T T 2 合同会社<br>株式会社D i g i t a l V i s i o n I n d u s t r i e s<br>株式会社M E T A V E R S E A C L U B<br>株式会社シーカーズポート<br>株式会社T e T |

なお、当連結会計年度より、新たに設立した株式会社ピーカン他3社を連結範囲に含めております。

#### 2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 2社

主要な会社等の名称

B A S E P a r t n e r s F u n d 1号投資事業有限責任組合

株式会社アミザ

なお、当連結会計年度より、新たに設立した株式会社アミザを持分法適用の範囲に含めております。

また、2022年11月18日よりb a s e p a r t n e r s 2号投資事業有限責任組合は、当社子会社であるT T 2 合同会社が保有する出資金を売却したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。

### 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

ただし、投資事業組合等については、投資事業組合等の事業年度の財務諸表に基づいて、当社の持分相当額を純額で計上しております。

##### ② 棚卸資産

商品及び貯蔵品については、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|          |       |
|----------|-------|
| 建物       | 8～15年 |
| 車両運搬具    | 3年    |
| 工具器具及び備品 | 3～15年 |

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

|             |     |
|-------------|-----|
| 顧客関連資産      | 5年  |
| 商標権         | 12年 |
| 自社利用のソフトウェア | 5年  |

#### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金

顧客に付与したポイントの使用に備えるため、過去の使用実績率に基づき、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

偶発損失引当金

将来発生する可能性のある偶発損失に対し、必要と認められる損失額を合理的に見積り計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（9年）にわたり、定額法により償却しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(インターネットメディア事業)

インターネットメディア事業は、国内及び海外向けカジュアルゲームアプリ、ハイパーカジュアルゲームアプリの運用、管理を行う事業であります。主な履行義務は、自社アプリに顧客の広告を掲載することであり、当該アプリ利用者が広告をクリック等した時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しております。

(プラットフォーム事業)

プラットフォーム事業は、主に電話占いサービス「カリス」の企画、運営を行う事業であります。電話占いサービス「カリス」の主な履行義務は、顧客の依頼により電話占いを行うことであり、当該電話占いが終了した時点で収益を認識しております。

(インターネット広告事業)

広告主の課題解決のための運用型広告等を行う事業であります。主な履行義務は、広告主が期待する成果が得られるように、他の媒体に広告を掲載するように第三者に依頼し運用することであり、当該第三者の運用成果が認められた時点で収益を認識しております。なお、運用型広告につきましては、本人取引として、総額で収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

② 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時

点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これによりインターネット広告事業の一部につきまして、従来は代理人取引として契約総額から売上原価を控除する純額で収益を認識する方法によっていましたが、本人取引として総額で収益を認識する方法に変更しております。また、ソリューションセールス事業の一部につきまして、従来は本人取引として総額で収益を認識しておりましたが、代理人取引として売上原価を収益から控除する純額で収益を計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は135,890千円増加しておりますが、売上原価も同様に135,890千円増加し、販売費及び一般管理費への影響はないため、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

また、収益認識会計基準等の適用により、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「前受金」は、当連結会計年度より「流動負債」の「契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

のれん、商標権及び顧客関連資産の評価

① 当連結会計年度計上額

|        |           |
|--------|-----------|
| のれん    | 660,657千円 |
| 商標権    | 741,173千円 |
| 顧客関連資産 | 426,274千円 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、2021年12月期において株式会社ティファレトの株式を100%取得し、取得原価の配分を行っております。

当該のれん、商標権及び顧客関連資産について、取得原価のうちこれらに配分された金額が相対的に多額であるため、減損の兆候が存在すると判断しましたが、これらの資産に関連する事業から生じる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、当連結会計年度において減損損失の認識をしておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの見積り額は、ティファレト社の事業計画に基づいて見積もっております。これには、一定の売上高の成長率等の仮定に基づく将来の見積りが含まれます。

これらの将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類における、のれん、商標権及び顧客関連資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 会計上の見積りの変更に関する注記

2022年5月31日に発表いたしました「本社移転に関するお知らせ」のとおり、当社は2022年11月に本社の移転を完了しております。これに伴い、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、移転日までの期間で減価償却が完了するように、耐用年数を変更しております。

また、当社の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費用に係る資産除去債務につきましては、移転日までの期間で資産除去債務の費用計上が完了するように変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の減価償却費は50,142千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は同額増加しております。

## 6. 連結貸借対照表に関する注記

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額      | 32,798 千円    |
| 2 担保に供している資産及び担保に係る債務 |              |
| ① 担保に供している資産          |              |
| 消去されている連結子会社株式        | 1,999,999 千円 |
| ② 担保に係る債務             |              |
| 1 年内返済予定の長期借入金        | 62,560 千円    |
| 長期借入金                 | 328,660 千円   |
| 3 財務制限条項              |              |

・株式会社みずほ銀行との金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されております。

当連結会計年度末における1年内返済予定の長期借入金62,560千円及び長期借入金328,660千円については、以下のとおり財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。

①2022年12月期以降（2022年12月期を含む。）の各決算期末の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の合計金額を、直前の決算期末における連結の貸借対照表上の純資産の部の合計金額の75%



以上に維持すること。

- ②2022年12月期以降（2022年12月期を含む。）の各決算期末における連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合には、当該翌決算期末における連結の損益計算書に示される経常損益が損失となる状態を生じさせないこと。

上記いずれかの条項に抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。なお、当連結会計年度末に財務制限条項に抵触しておりません。

・株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されております。

当連結会計年度末における1年内返済予定の長期借入金225,000千円及び長期借入金927,500千円については、以下のとおり財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。

- ①決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ②決算期における連結の損益計算書に示される営業損益を損失としないようにすること。
- ③決算期の末日における連結の貸借対照表における有利子負債を当該決算期における株式会社ティファレトの単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フローで除した値を0以上8.0以下に維持すること。
- ④決算期の末日における株式会社ティファレトの単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フローの金額を300百万円以上に維持すること。

上記いずれかの条項に抵触した場合、原契約1.0%の利率に0.4%を上乗せした利率を適用することができ契約になっております。当連結会計年度において②の条項に抵触しており2023年12月期より上乗せした利率1.4%を適用されます。但し、当該条項に抵触した場合でも、金利が変更になるのみで、期限の利益を喪失するものではありません。

#### 4 保証債務等

本社事務所の差入保証金163,675千円について、りそな決済サービス株式会社および本社事務所賃貸人との間で代預託契約を締結しており、当該契約に基づき、りそな決済サービス株式会社は、本社事務所賃貸人に対して差入保証金相当額163,675千円を当社に代わって預託しております。当社は本社事務所賃貸人がりそな決済サービス株式会社に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

また、当社はりそな決済サービス株式会社が代預託の資金として、株式会社りそな銀行から借り入れた163,675千円に対して、債務保証を行っております。

7. 連結損益計算書に関する注記

1 減損損失

①減損損失を認識した主な資産

| 場所    | 用途    | 種類     | 減損損失（千円） |
|-------|-------|--------|----------|
| 東京都港区 | 事業用資産 | ソフトウェア | 44,241   |

②資産のグルーピングの方法

当社グループは、遊休資産については個別物件単位に、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮して資産のグルーピングを決定しており、本社等については、共用資産としております。

③減損損失の認識に至った経緯

当社グループは、ヘルステックアプリ「OWN.」に関連するソフトウェア資産について、当初想定していた収益を見込めなくなったため、当該事業に係る資産グループについて減損損失を認識しております。

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとしております。

2 偶発損失引当金繰入額

本社移転に伴い、今後子会社のオフィス拠点統合を推進する過程で生じる可能性のある将来の損失に備えて、必要と認められる額54,221千円を合理的に見積り、偶発損失引当金繰入額に計上しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式  | 4,939,205株       | 175株             | －株               | 4,939,380株      |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による増加

175株

2 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

普通株式

74,485株

## 9. 金融商品に関する注記

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は自己資金からの充た及び銀行等金融機関からの借入れによっております。また一時的な余資は安全性の高い金融商品で保有しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、当社グループの与信管理規程に沿い、取引先毎に期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握いたしております。外貨建ての営業債権は為替リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に本社の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金並びに未払金はほとんど1年以内の支払期日であります。外貨建ての営業債務は、為替リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に基づき、営業債権について、取引開始時における与信調査、取引開始以降の回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の見直し等を行っております。敷金及び保証金は、賃貸借契約に際し差入れ先の信用状況を把握するとともに、適宜差入れ先の信用状況の把握に努めております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各事業部からの報告に基づきコーポレート本部が適時に資金繰計画を作成・更新する方法により、流動性リスクを管理するとともに、また当座貸越契約枠を主要取引銀行との間に設定して手元流動性を確保しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                             | 連結貸借対照表<br>計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-----------------------------|------------------------|------------|------------|
| 敷金及び保証金                     | 164,973                | 164,657    | △315       |
| 資産計                         | 164,973                | 164,657    | △315       |
| 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金を含む) | 1,854,537              | 1,854,537  | －          |
| 負債計                         | 1,854,537              | 1,854,537  | －          |

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「契約負債」「預り金」は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分     | 2022年12月31日 |
|--------|-------------|
| 非上場株式等 | 42,490      |

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|         | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|---------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 敷金及び保証金 | －            | －                   | －                    | 164,973      |
| 合計      | －            | －                   | －                    | 164,973      |

(注)なお上記の敷金及び保証金は「6. 連結貸借対照表に関する注記. 4 保証債務等」に記載のとおり代預託契約を行っております。

### 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分      | 時価（千円） |         |      |         |
|---------|--------|---------|------|---------|
|         | レベル1   | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 敷金及び保証金 | －      | 164,657 | －    | 164,657 |
| 資産計     | －      | 164,657 | －    | 164,657 |

(注) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                   | インターネット<br>メディア事業 | プラット<br>フォーム事業 | インターネット<br>広告事業 | その他    | 合計        |
|-------------------|-------------------|----------------|-----------------|--------|-----------|
| 顧客との契約から<br>生じる収益 | 3,011,196         | 1,778,570      | 260,970         | 21,181 | 5,071,918 |
| その他の収益            | —                 | —              | —               | —      | —         |
| 外部顧客への売上高         | 3,011,196         | 1,778,570      | 260,970         | 21,181 | 5,071,918 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は、主に顧客との契約に基づく支払条件により顧客から受け取った前受金であり、連結貸借対照表上、契約負債としてその他に含めて表示しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は5,250千円であります。また、当連結会計年度において、前受金の増加により契約負債の残高は15,738千円であります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産   | 175円99銭 |
| 1株当たり当期純損失 | △53円70銭 |

## 12. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

|                                                                        |         |    |
|------------------------------------------------------------------------|---------|----|
| 1 当該資産除去債務の内容                                                          |         |    |
| 本社等事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。                                        |         |    |
| 2 当該資産除去債務の金額の算定方法                                                     |         |    |
| 使用見込期間を15年と見積り、割引率は使用見込期間に対応する国債を参考に合理的に考えられる利率により、資産除去債務の金額を計算しております。 |         |    |
| 3 資産除去債務の総額の期中における増減内容                                                 |         |    |
| 期首残高                                                                   | 20,089  | 千円 |
| 本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う増加                                                    | 28,513  | // |
| 時の経過による調整額                                                             | 256     | // |
| 資産除去債務の履行による減少額                                                        | △20,310 | // |
| 期末残高                                                                   | 28,549  | // |

## 13. その他の注記

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響について、2023年には経済状況は徐々に改善に向かうと仮定し会計上の見積りを行っております。また、新型コロナウイルス感染症の当社グループへの影響は軽微と考えておりますが、上記仮定に変化が生じた場合には、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 14. 重要な後発事象に関する注記

(事業の譲受)

当社子会社である株式会社ティファレット（以下、ティファレット）は、株式会社サイバーエージェント（以下サイバーエージェント）が行う電話占い事業を譲り受けることについて、事業譲渡契約を2023年1月26日に締結いたしました。

### 1. 事業譲受の背景及び理由

当社は、2021年4月に電話相談サービスを運営するティファレットを完全子会社化し、プラットフォーム事業の1つのサービスとして、電話占い「カリス」を運営しております。当サービスは実績のある総勢約200名の鑑定師と悩みを持つユーザーをマッチングするサービスとなります。

この電話占いは、国内シェアリングエコノミー市場において、スキルシェアの1つのサービスとされ、2021年のスキルシェア全体の市場規模は2,579億円ですが、2030年には1.3兆円まで成長すると予想されます※1。また、電話占いにおける相談内容の高いシェアを誇る恋愛に関しては、マッチングアプリの利用率が

21.8%と一般化しつつある中※2、20代の6割が「知らない人」に恋愛相談した経験があることがわかっており※1、今後、電話相談の需要は高まると予想されます。

このような市場トレンドを鑑み、当社は、電話占いや相談需要は今後も堅調に推移すると考え、当社の市場シェアを高めることや、新たに恋愛相談サービスを展開できうる企業・サービスを買収対象として模索しておりましたが、この度、サイバーエージェントが行う電話占い事業を譲受することとなりました。今後、電話占いに加え、恋愛相談サービスの展開を進め、C to Cのライフスタイル領域のマッチングプラットフォームを目指します。

※1.出所：株式会社RLECT「恋愛相談に関する実態調査」（2022年6月）

※2.出所：株式会社リクルート「婚活実態調査2022」

## 2. 事業譲受の概要

### (1) 譲受事業の内容

サイバーエージェントのSATOR I 電話占い

### (2) 相手先の概要

|     |           |                                 |
|-----|-----------|---------------------------------|
| (1) | 名称        | 株式会社サイバーエージェント                  |
| (2) | 所在地       | 東京都渋谷区宇田川町40番1号                 |
| (3) | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 代表執行役員 社長 藤田 晋            |
| (4) | 事業内容      | メディア事業、インターネット広告事業、ゲーム事業、投資育成事業 |

## 3. 譲受事業の資産、負債の額

譲受資産：事業に関するデータベース・ソフトウェア・プログラム・デザインデータ及び素材一式

※上記はWebサイトに関する著作物・著作権・登録鑑定師・登録ユーザー・利用履歴等に関するデータを含みます。なお、譲受負債はありません。譲受資産の金額は現在精査中であり、事業譲受が完了した後に、判明次第速やかにお知らせします。

譲受価額及び決済方法

①譲受価額：40百万円

②決済方法：手許現預金による現金決済を予定しております。

## 4. 譲受の時期

|     |         |            |
|-----|---------|------------|
| (1) | 本件意思決定日 | 2023年1月26日 |
| (2) | 契約締結日   | 2023年1月26日 |
| (3) | 事業譲渡実行日 | 2023年4月1日  |



# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,000,245</b> |
| 現金及び預金          | 330,367          |
| 売掛金             | 449,825          |
| 商品              | 4,446            |
| 貯蔵品             | 14,168           |
| 前払費用            | 17,860           |
| 預け金             | 107,852          |
| その他             | 107,536          |
| 貸倒引当金           | △31,810          |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,527,297</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>58,659</b>    |
| 建物              | 36,088           |
| 車輛運搬具           | 0                |
| 工具器具備品          | 22,570           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>60,748</b>    |
| ソフトウェア          | 12,600           |
| ソフトウェア仮勘定       | 48,148           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,407,889</b> |
| 投資有価証券          | 20,000           |
| 関係会社株式          | 2,162,363        |
| 関係会社出資金         | 45,900           |
| 長期貸付金           | 15,000           |
| 敷金及び保証金         | 164,599          |
| その他             | 26               |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,527,542</b> |

| 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|
| <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動負債</b>     | <b>999,606</b>   |
| 買掛金             | 11,717           |
| 短期借入金           | 300,000          |
| 1年内返済予定の長期借入金   | 339,016          |
| 未払金             | 320,923          |
| 未払費用            | 681              |
| 未払法人税等          | 2,042            |
| 契約負債            | 10,878           |
| 預り金             | 14,347           |
| <b>固定負債</b>     | <b>1,567,705</b> |
| 長期借入金           | 1,530,521        |
| 資産除去債務          | 28,549           |
| 繰延税金負債          | 8,635            |
| <b>負債合計</b>     | <b>2,567,312</b> |
| <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| <b>株主資本</b>     | <b>960,230</b>   |
| <b>資本金</b>      | <b>471,605</b>   |
| <b>資本剰余金</b>    | <b>468,605</b>   |
| 資本準備金           | 468,605          |
| <b>利益剰余金</b>    | <b>20,192</b>    |
| その他利益剰余金        | 20,192           |
| 特別償却準備金         | 576              |
| 繰越利益剰余金         | 19,615           |
| <b>自己株式</b>     | <b>△171</b>      |
| <b>純資産合計</b>    | <b>960,230</b>   |
| <b>負債・純資産合計</b> | <b>3,527,542</b> |

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

# 損益計算書（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目          | 金      | 額         |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高          |        | 3,106,963 |
| 売上原価         |        | 211,985   |
| 売上総利益        |        | 2,894,978 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 3,231,359 |
| 営業損失         |        | △336,381  |
| 営業外収益        |        |           |
| 受取利息         | 65     |           |
| 受取配当金        | 75,000 |           |
| 為替差益         | 41,027 |           |
| 業務受託収入       | 36,388 |           |
| その他          | 726    | 153,207   |
| 営業外費用        |        |           |
| 支払利息         | 14,750 |           |
| 借入手数料        | 10,193 |           |
| 投資事業組合運用損    | 2,586  |           |
| その他          | 1      | 27,532    |
| 経常損失         |        | △210,706  |
| 特別損失         |        |           |
| 減損損失         | 44,241 | 44,241    |
| 税引前当期純損失     |        | △254,948  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 332    |           |
| 法人税等調整額      | 23,438 | 23,771    |
| 当期純損失        |        | △278,720  |

（注） 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

# 株主資本等変動計算書（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

（単位：千円）

|                     | 株 主 資 本 |         |         |
|---------------------|---------|---------|---------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金   |         |
|                     |         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高               | 471,573 | 468,573 | 468,573 |
| 当期変動額               |         |         |         |
| 新株の発行<br>（新株予約権の行使） | 31      | 31      | 31      |
| 特別償却準備金の取崩          | －       | －       | －       |
| 当期純損失               | －       | －       | －       |
| 当期変動額合計             | 31      | 31      | 31      |
| 当期末残高               | 471,605 | 468,605 | 468,605 |

|                     | 株 主 資 本     |             |             |      |           | 純資産合計     |
|---------------------|-------------|-------------|-------------|------|-----------|-----------|
|                     | 利益剰余金       |             |             | 自己株式 | 株主資本合計    |           |
|                     | その他利益剰余金    |             | 利益剰余金<br>合計 |      |           |           |
|                     | 特別償却<br>準備金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |      |           |           |
| 当期首残高               | 1,152       | 297,759     | 298,912     | △171 | 1,238,887 | 1,238,887 |
| 当期変動額               |             |             |             |      |           |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使) | －           | －           | －           | －    | 63        | 63        |
| 特別償却準備金の取崩          | △576        | 576         | －           | －    | －         | －         |
| 当期純損失               | －           | △278,720    | △278,720    | －    | △278,720  | △278,720  |
| 当期変動額合計             | △576        | △278,144    | △278,720    | －    | △278,656  | △278,656  |
| 当期末残高               | 576         | 19,615      | 20,192      | △171 | 960,230   | 960,230   |

（注）単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

###### ② その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ただし、投資事業組合等については、投資事業組合等の事業年度の財務諸表に基づいて、当社の持分相当額を貸借対照表、損益計算書ともに純額で計上しております。

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び貯蔵品については、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

車両運搬具 3年

工具器具及び備品 3～15年

##### (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 3 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績がなく、一般債権については、貸倒引当金を計上しておりません。

#### 4 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（インターネットメディア事業）

インターネットメディア事業は、国内及び海外向けカジュアルゲームアプリ、ハイパーカジュアルゲームアプリの運用、管理を行う事業であります。主な履行義務は、自社アプリに顧客の広告を掲載することであり、当該アプリ利用者が広告をクリック等した時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しております。

#### 5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これによりソリューションセールス事業の一部につきまして、従来は本人取引として総額で収益を認識しておりましたが、代理人取引として売上原価を収益から控除する純額で収益を計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高への影響及び当事業年度の損益に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

#### 貸借対照表

前事業年度において「その他」に含めておりました「預け金」（前事業年度103,103千円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

前事業年度において「その他」に含めておりました「投資有価証券」（前事業年度0千円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### 関係会社株式の評価

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式      2,162,363 千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は取得原価をもって帳簿価額としておりますが、市場価格のない株式等については、当該株式の発行会社の財政状態悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を計上しております。関係会社株式の評価の見積りに用いる実質価額は、株式の発行会社の直近の計算書類、事業計画を基礎として算定しており、これらの仮定等は将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受けるため、見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

## 5. 会計上の見積りの変更に関する注記

2022年5月31日に発表いたしました「本社移転に関するお知らせ」のとおり、当社は2022年11月に本社の移転を完了しております。これに伴い、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、移転日までの期間で減価償却が完了するように、耐用年数を変更しております。

また、当社の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費用に係る資産除去債務につきましては、移転日までの期間で資産除去債務の費用計上が完了するように変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費は50,142千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は同額増加しております。

## 6. 貸借対照表に関する注記

|   |                    |         |    |
|---|--------------------|---------|----|
| 1 | 有形固定資産の減価償却累計額     | 28,527  | 千円 |
| 2 | 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |         |    |
|   | 短期金銭債権             | 122,833 | 千円 |
|   | 長期金銭債権             | 15,000  | 千円 |
|   | 短期金銭債務             | 300,937 | 千円 |
|   | 長期金銭債務             | 15,000  | 千円 |

### 3 財務制限条項

・株式会社みずほ銀行との金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されております。

当事業年度末における1年内返済予定の長期借入金 62,560千円及び長期借入金328,660千円については、以下のとおり財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。

①2022年12月期以降（2022年12月期を含む。）の各決算期末の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の合計金額を、直前の決算期末における連結の貸借対照表上の純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。

②2022年12月期以降（2022年12月期を含む。）の各決算期末における連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合には、当該翌決算期末における連結の損益計算書に示される経常損益が損失となる状態を生じさせないこと。

上記いずれかの条項に抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。なお、当事業年度末に財務制限条項に抵触しておりません。

・株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されております。

当連結会計年度末における1年内返済予定の長期借入金225,000千円及び長期借入金927,500千円については、以下のとおり財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。

- ①決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ②決算期における連結の損益計算書に示される営業損益を損失とらないようにすること。
- ③決算期の末日における連結の貸借対照表における有利子負債を当該決算期における株式会社ティファレートの単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フローで除した値を0以上8.0以下に維持すること。
- ④決算期の末日における株式会社ティファレートの単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フローの金額を300百万円以上に維持すること。

上記いずれかの条項に抵触した場合、原契約1.0%の利率に0.4%を上乗せした利率を適用することができるとなっております。当事業年度において②の条項に抵触しており2023年12月期より上乗せした利率1.4%を適用されます。但し、当該条項に抵触した場合でも、金利が変更になるのみで、期限の利益を喪失するものではありません。

#### 4 保証債務等

保証債務等については、「6. 連結貸借対照表に関する注記. 4 保証債務等」をご参照ください。

## 7. 損益計算書に関する注記

### 1 関係会社との取引高

|           |            |
|-----------|------------|
| 営業取引      | 56,451 千円  |
| 営業取引以外の取引 | 111,490 千円 |

### 2 減損損失

#### ①減損損失を認識した主な資産

| 場所    | 用途    | 種類     | 減損損失 (千円) |
|-------|-------|--------|-----------|
| 東京都港区 | 事業用資産 | ソフトウェア | 44,241    |

#### ②資産のグルーピングの方法

当社は、遊休資産については個別物件単位に、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮して資産のグルーピングを決定しており、本社等については、共用資産としております。

#### ③減損損失の認識に至った経緯

当社は、ヘルステックアプリ「OWN.」に関連するソフトウェア資産について、当初想定していた収益を見込めなくなったため、当該事業に係る資産グループについて減損損失を認識しております。

#### ④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとしております。



## 8. 株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 4,939,380株
- 2 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式 99株
- 3 配当に関する事項  
該当事項はありません。

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|              |          |    |
|--------------|----------|----|
| 未払事業税        | 1,654    | 千円 |
| 減価償却費        | 17,943   | // |
| 減損損失         | 16,477   | // |
| 貸倒引当金        | 9,742    | // |
| 関係会社株式評価損    | 86,039   | // |
| 投資事業組合投資損失否認 | 4,094    | // |
| 一括償却資産       | 8,611    | // |
| 資産除去債務       | 8,743    | // |
| フリーレント賃料     | 7,193    | // |
| 繰越欠損金        | 71,787   | // |
| その他          | 1,249    | // |
| 繰延税金資産小計     | 233,536  | 千円 |
| 評価性引当額       | △233,536 | // |
| 繰延税金資産合計     | －        | 千円 |

### 繰延税金負債

|                 |       |    |
|-----------------|-------|----|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 8,635 | 千円 |
| 繰延税金負債合計        | 8,635 | 千円 |
| 繰延税金負債純額        | 8,635 | 千円 |

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称<br>又は氏名    | 議決権の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者との<br>関係                    | 取引の内容                  | 取引金額<br>(千円) | 科目          | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-------------------|--------------------------|----------------------------------|------------------------|--------------|-------------|--------------|
| 子会社 | M A S K<br>合同会社   | (所有)<br>直接100            | 広告収入の<br>代理回収<br>配当の受取           | 広告収入の代<br>理回収          | 342,693      | その他流<br>動資産 | 34,622       |
| 子会社 | Babangida<br>合同会社 | (所有)<br>直接100            | 広告収入の<br>代理回収                    | 広告収入の代<br>理回収          | 350,153      | その他流<br>動資産 | 34,515       |
| 子会社 | 株式会社<br>ティファレト    | (所有)<br>直接100            | 配当の受取<br>資金の借入<br>業務の受託<br>債務の保証 | 配当の受取<br>※ 1           | 75,000       | —           | —            |
|     |                   |                          |                                  | 資金の借入<br>※ 2           | 300,000      | 短期<br>借入金   | 300,000      |
|     |                   |                          |                                  | バックオフィ<br>ス業務の受託<br>収入 | 21,360       | 未収入金        | 5,260        |
|     |                   |                          |                                  | 借入に対する<br>被債務保証        | 1,152,500    | —           | —            |

※ 1. 配当金の受取については、子会社の株主総会にて決定された金額によっております。

2. 資金の借入については市場金利を考慮して利率を合理的に決定しております。取引価格は独立した第三者機関による評価額をもとに決定しております。

## 11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産

194円41銭

1株当たり当期純損失

△56円43銭

## 13. その他の注記

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響について、2023年には経済状況は徐々に改善に向かうと仮定し会計上の見積りを行っております。また、新型コロナウイルス感染症の当社への影響は軽微と考えておりますが、上記仮定に変化が生じた場合には、翌事業年度以降の当社財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 14. 重要な後発事象の注記

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は2023年1月19日開催の取締役会において、2023年4月1日（予定）を効力発生日として会社分割の方式により持株会社体制へ移行すること及び分割準備会社として当社100%出資の子会社を設立することを決議し2023年1月31日に株式会社TTを設立いたしました。

また、当社は、2023年4月1日（予定）付で商号を変更し、引き続き持株会社として上場を維持する予定です。

なお、本件吸収分割による持株会社体制への移行及び商号変更等につきましては、2023年2月22日の取締役会決議を経て、2023年3月30日開催予定の定時株主総会による所定の決議が得られることを条件としております。

### 1. 本件吸収分割の背景・目的

当社は、2015年5月にスマートフォン向けアプリケーションの開発・運用を主な目的として株式会社東京通信として設立され、2020年12月に東証マザーズへ上場（2022年4月より東証グロースへ移行）しました。経営理念に『Digital Well-Being』を掲げており、人々の心を豊かにするサービスを創造し続けることにより、持続的な成長の実現に向けて積極的な事業活動を推進し、世界を代表するデジタルビジネス・コングロマリットを目指しております。

2021年4月には、広告収益に加え、課金収益の事業ポートフォリオの獲得及び拡大を企図して、電話占い「カリス」を手掛ける株式会社ティファレトを完全子会社化し、今後も既存事業の成長に加え、継続的なM&Aの実施による業容拡大を図る方針です。

これらを踏まえ、2022年5月9日に「持株会社体制への移行及び商号変更の検討開始に関するお知らせ」で公表しましたとおり、当社はグループガバナンスの強化及び経営資源配分の最適化並びに次世代に向けた経営人材の育成を推進する観点から、持株会社体制への移行を検討してまいりましたが、このたび、かかる移行を決定いたしました。

### 2. 持株会社体制への移行の要旨について

#### (1)本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社100%子会社である株式会社TT、株式会社テクノロジーパートナー及び株式会社スマートプロダクトをそれぞれ承継会社とする分社型吸収分割により行います。

#### (2)本件吸収分割による持株会社体制への移行の日程

2023年1月19日 分割準備会社設立承認取締役会

2023年2月22日 吸収分割契約承認取締役会  
2023年3月30日 吸収分割契約承認時株主総会  
2023年4月1日 吸収分割の効力発生日

(3)実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理する予定です。

3. 会社分割する事業内容

| 承継会社            | 分割する部門の事業内容   |
|-----------------|---------------|
| 株式会社ＴＴ          | インターネットメディア事業 |
| 株式会社テクノロジーパートナー | インターネット広告事業   |
| 株式会社スマートプロダクト   | プラットフォーム事業    |

4. 吸収分割後の会社の概要

|               | 分割会社                                      |
|---------------|-------------------------------------------|
| (1) 名称        | 株式会社東京通信グループ（2023年4月1日付で株式会社東京通信から商号変更予定） |
| (2) 所在地       | 東京都港区六本木3-2-1                             |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長ＣＥＯ 古屋 佑樹                          |
| (4) 事業内容      | グループ会社の経営管理等                              |
| (5) 資本金       | 471,605千円                                 |
| (6) 決算期       | 12月                                       |

|               | 承継会社           |
|---------------|----------------|
| (1) 名称        | 株式会社ＴＴ         |
| (2) 所在地       | 東京都港区六本木3-2-1  |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 横山 佳史  |
| (4) 事業内容      | インターネットメディア事業  |
| (5) 資本金       | 90,000千円（増資予定） |

|         |     |
|---------|-----|
| (6) 決算期 | 12月 |
|---------|-----|

|               |                 |
|---------------|-----------------|
|               | 承継会社            |
| (1) 名称        | 株式会社テクノロジーパートナー |
| (2) 所在地       | 東京都港区六本木3-2-1   |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 長谷川 智耶  |
| (4) 事業内容      | インターネット広告事業     |
| (5) 資本金       | 10,000千円        |
| (6) 決算期       | 12月             |

|               |                               |
|---------------|-------------------------------|
|               | 承継会社                          |
| (1) 名称        | 株式会社スマートプロダクト                 |
| (2) 所在地       | 東京都港区六本木3-2-1 (2023年4月1日移転予定) |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 長谷川 智耶                |
| (4) 事業内容      | プラットフォーム事業                    |
| (5) 資本金       | 9,000千円                       |
| (6) 決算期       | 12月                           |

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

株式会社東京通信  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中山 太一 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中本 洋介 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京通信の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京通信及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

株式会社東京通信  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中山 太一 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中本 洋介 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京通信の2022年1月1日から2022年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月21日

株式会社東京通信 監査等委員会

|       |           |
|-------|-----------|
| 監査等委員 | 芝 崎 香 琴 ㊞ |
| 監査等委員 | 高 橋 由 人 ㊞ |
| 監査等委員 | 串 田 規 明 ㊞ |

(注) 監査等委員芝崎香琴、高橋由人及び串田規明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図



## 会場

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター  
RoomA

東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階

交通

南北線「六本木一丁目駅」……………直結

日比谷線・大江戸線「六本木駅」……………徒歩5分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

## 株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大を防止し、株主の皆様、社員及び関係者の「生命と健康を守るための対応」を最優先とし、本総会については、以下のとおりとさせていただきます。

- ・出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防にご配慮ください。

本総会へのご出席を控える株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただきますようお願いいたします。なお、株主総会当日までの状況の変化により、これらの内容を変更する場合は、当社ウェブサイトに変更後の内容を掲載いたします。